

# 国民学校成立過程の一考察 —義務教育教育内容をめぐって Ⅲ—

鈴木 三 平

A Study on the Process of Establishing National Schools  
—In Regards to the Educational Content of Compulsory Education Ⅲ—

SUZUKI Sampei

2020年11月6日受理

## 抄 録

教育審議会第8回総会のあと、30人規模の特別委員会に審議は付託される。義務教育延長の制度・内容論議で、2か年の延長を〈初等教育完成教育〉とするか、青年大衆教育の〈中等教育前期教育（フル・タイム制）〉とするか、また「普通教育」重視の論がある一方、「実業教育」に傾斜した論も展開された。

さらに教育内容論を踏まえながら、カリキュラム論に及び教科の合科・総合化論議が展開された。それらをはじめとする審議のあと第17回特別委員会で、9人の整理委員会への付託動議を受けて初等教育等の問題が審議されることになる。

第5回整理委員会が終わろうとするところで、「現在ノ小学校並ニ高等小学校ノ制度内容ニ付テ相当徹底的ナ改革ヲ加ヘル案」（幹事試案）が提示された。「整理委員会デ之ヲ取入ツテヤリマシテハドウモ少々特別委員会ニ対シテ不穩当デアル」として、特別委員会（第18回）に幹事試案が改めて提案されることになる。

キーワード：高等小学校、合科教授、総合教授、教学刷新ニ関スル答申、幹事試案

## (2) 特別委員会の開催

### ① 義務教育延長の制度・内容論議

1938（昭和13）年4月14日第8回総会に引き続き、第1回の特別委員会開催で互選の結果委員長に田所美治委員が当選する。

同月22日第2回特別委員会で改めて審議方法について、フリートーカーキングがもたれた。林博太郎委員が発言する。「此ノ前モ総会（一引用者注一1月13日の第2回総会）デ御話ガアリマシタ如ク……青年学校ノ義務教育問題ガ……御賛成デアルカラ決ツタラウト云フ御話サエ出タノデアリマス、義務教育ト云フモノヲ延長スルト云フコトハ、私共是ハ日本ノ文化ノ標準ヲ上ゲル上カラ言ツテモ、軍事上ノ都合カラ言ツテ

モ、何レノ方面カラ言ツテモ教育上非常ニ必要ナコトデアルト思ヒマスガ……此ノ義務教育ノ八箇年延長ト云フコト……ダケ先ヅ決メテ戴キマシテ……兎ニ角此ノ際ニ於テ青年学校ガ義務制ニナツタ以上、其ノ下ノ二年ノ高等小学校（1）ト云フモノヲ義務制ニスルト云フコトハ今日デハ必要ニナツテ来テ居ルノデアリマス……之ニ付テ三十人ノ特別委員会ガ論議ヲシテ、若シ之ヲ可決ノ意味ニ於テ皆サンガ御一致下サルナラバ……ソレカラ小委員ニ掛ケルナリ何ナリヤラナクテハイカヌト思ヒマス、要スルニ優先的ニ初等教育ノ義務教育延長ヲ論題トシテ茲ニ十分ニ御練リヲ願フコトニシタラ如何カト思ヒマス（2）。暫く議論が続き、田中穂積委員は言う。「今日特別委員会デ学校教育カラ先ヅ入ラウ、斯ウ云フコトニ議事ノ進行ノ方針ヲ御立テニナツタ訳デアリマスカラ……先刻林委員ノ御話ノヤウニ、学校教育ノ基礎デアリマス小学教育カラ順次入ル、斯ウ云フコトニ御進行ヲ願ヒマシタナラバ如何カト存ジマス（3）」。

このあと委員会開催は、閣議、枢密院等の関係から水・金曜日の午後一時半とすることに決まった。

翌週 27 日第 3 回の特別委員会から翌 5 月 18 日の第 8 回にわたり初等教育について実質的な審議に入っていく。第 3 回、第 4 回（5 月 4 日）、第 5 回（5 月 6 日）開催の特別委員会で義務教育延長に伴う学校体系と教育内容の問題が取り上げられる。まず三国谷三四郎委員（師範学校長代表・東京府青山師範学校長）が意見を述べる。「現代ノ日本ノ小学校教育ノ実情ニ付テ……総テノ方面カラ考ヘマシテ非常ニ行詰ツテ居ルヤウニ思フノデアリマス、少シク強イ言葉ヲ以テ申シマスナラバ、可ナリ憂フベキ状態ニ今日ハナツテ居ルノデハナイカ……小学校教育ノ内容ニ付キマシテ……最大ノ欠点トシテ……既ニ論議サレテ居ルコトデアリマシテ……先ヅ第一ニ現代ノ教育ハ偏知的デアルト云フコト……今日ノ教育ノ非常ニ非難ヲサレテ居ル点ハ此ノ点<sup>けな</sup>ニアルノデハナイカト考ヘテ居ルノデアリマス、或ハ極端ニ知識教育ト云フモノヲ貶ス傾向サヘ見エルノデハナイカ……今日ノ小学校ニ於テ教ヘルモノガ非常ニ分量的ニ多過ギルノデハナイカ……兎ニ角予定ノ教材ト云フモノヲ注入シテシマフト云フヤウナ風ノコトガ……連関シテ居ルコトデアリマス」、「併シナガラ国民教育ト云フ大キナ立場カラ考ヘマシテ……国民的ナ標準ノ教養ヲ与ヘル上カラ考ヘマシテ、尋常小学校ノ年限内ニ於テ教ヘテ居ル教科目ナリ或ハ各教科ニ於ケル個々ノ教材ナリニ付テ多過ギルト云フコトハ何処<sup>どこ</sup>ヲ取ツテモ言ヘナイヤウニ思フノデアル……唯斯ウ云フモノヲ短イ年数ノ間ニドウシテモ標準的ナ程度ニ引上ゲナケレバナラヌト云フ為ニ、ソコニ教ヘル方法ニ無理ガアリ、教育的ニ考ヘテ遺憾ナ点ガ色々ソコニ醸成サレルノデハナイカ、教育ノ實際ニ従事シテ居ル教育者自身モ其ノ点ハ非常ニ残念ニ思ヒナガラ已ムヲ得ズ其ノ方向ニ進ミツゝアルノデハナイカト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、殊ニ尋常小学校ニ於ケル低イ方ノ学年ニ於キマシテハ其ノ点ハ極メテ心配ガ少イト思ヒマスガ、五年六年ノ二箇年、即チ国民教育ヲ完了スルト云フ時期ニ迫ツタ場合ニ、現在ノ教育内容ハ其ノ年齢ノ児童ニ対シテハ非常ニ無理ニナツテ居ル点ガアル……ドウシテモ小学校教育トシテ義務ノ年限ヲ二箇年延バシテ、現在無理ニナツテ居ル教材ヲ八年間ニ配当シマシテ……之ニ精神的ナ或ハ身体的ナ教育ヲ今日以上ニ徹底致シマシテ健

全ナル国民ヲ造ルト云フコトガ極メテ小学校教育改善上カラ考ヘマシテ肝要ナモノデハナイカ。「次ニ、現在ノ小学校ノ教育ハ洵ニ画一的デアル、斯ウ云フ風ニ又非難ヲサレテ居リマス……画一的ト云フコトハ絶対的ニ必要デアルト云フコトノ説モアリマシタ、私共或ル点ニ於テハ国民教育トシテハ画一シナケレバナラヌト云フコトヲ考ヘテ居リマスガ……其ノ内容ヲ子供ノ個性ニ適シタヤウニ、又地方ノ事情ニ適シタヤウニ教育上ノ方法ヲ講ズル意味ニ於テ画一打破ト云フコトハ必要デアルト考ヘマス」、「併シナガラサウ云フ手配ガ出来ナイ……今日ノ学校形態ト云フモノガ逆モサウ云フコトガ出来ナイ……ヤウニ出来テ居リマス……現在ノヤウニ沢山ノ教材ヲ短イ期間ニ教ヘル方法トシテハ、最モ軽便ナ方法ハ画一的ニヤルト云フヨリ外ハナイノデアリマス……教師自身ハ画一ノ弊モ知り、又画一ニナラザル方法モ<sup>わきま</sup>弁ヘテハ居ルノデアリマスガ……已ムヲ得ズ画一ノ弊ヲ醸シテ居ルモノト考ヘルノデアリマス」。「又少年ノ労働ヲ防止スルト云フ点カラ考ヘマシテ、私ハ義務ノ年限ヲ延長シマシテ……之ヲ救済シタイト云フコトヲ思フノデアリマス、地方ノ小学校ヲ廻ツテ見マスト、殊ニ工業ノ盛ンナ地帯ニナリマスト、尋常小学校ヲ卒業シタ子供ヲ雇入レヨウトシテ種々ナル運動ノ行ハレテ居ルコトヲ見マシテ誠ニ悲シムベキコトノヤウニ思フノデアリマス……或ハ工場ニヤリ、或ハ<sup>でっち</sup>丁稚其ノ他ニスルト云フヤウナコトヲヤツテ居ルヤウデアリマス、サウシテ其ノ結果ハドウデアルカト云フト、二年或ハ三年ノ内ニテ結核ニナツテ帰ルトカ或ハ精神的ニ汚レタ人間トナツテ帰ルト云フヤウナコトガ頻々トシテ田舎ニハアルヤウデアリマス、是等ノモノヲ防止スル為ニモ義務ノ年限ヲ延長シマシテ、数<sup>とし</sup>ハ年十五歳位マデノ男女児童ト云フモノハサウ云フ所ニ雇傭関係ヲ作ルコトハ出来ナイト云フ法令ヲ設ケルト云フコトガ非常ニ必要ナノデハナイカ……ナゼ二箇年ニスルカ……即チ少年期ノ末期、青年期ノ前期、即チ男女十四、五歳ノ年齢ト云フモノハ身体的ニモ精神的ニモ最モ周密ナル教育ヲ施シテ健全ナル国民ヲ造ル（一引用者注一 4月14日開催の第8回総会で吉岡弥生委員も言う。「僅カ六年デ（一引用者注一尋常小学校を卒業して）、アト何カ職業ニ従事ヲシテ其ノ傍ラ（一引用者注一青年学校普通科に通う）ト云フコトハ、今發育盛リノ、發育セントスル体力ニハハ随分無理ガ生ジマシテ、将来国民ノ体位ノ低下ニナリハシナイカト云フコトヲ考ヘマスノデアリマス」）ト云フコトガ国家トシテ非常ニ必要デアル」、「ソコデソノ延長サレマシタ二箇年ノ教育ヲドウスルカト云フコトニ付キマシテモ……之ヲ全然実業教育ヲ施スダケノ期間トシタイ……世間ニモサウ云フ議論ガアルヤウデアル、ソレガ現在ノ高等小学校ノ教育ト云フモノニ對シテ<sup>あきた</sup>慊ラヌ感ジヲ持チマシテ……実業的ナ教育ヲ施シテ実務ニ適スル人間ヲ……造ルコトガ宜シイト云フ意見ノヤウニ考ヘルノデアリマスガ……私ハヤハリ小学教育ノ延長ト致シマシテ普通教育ヲ其ノ間ニ行ヒマシテ、本当ニ堅実ナ国民的ナ性格ヲソコデ造リタイ、ソレガ為ニハドウシテモ此ノ二箇年ノ期間ヲ利用スル必要ガアル（4）」と言う。2か年の義務教育の延長により教科目なり各教科の個々の教材を8年間に配当することで、「国民教育」を完了することができる。つぎにその教育内容について子どもの個性に適した、地方の事情に適した教育の方法を講じることで画一打破を図ることはできるが、今日の学校形態（学級編制の問題）からたく

さんの教材を短い期間で教える最も軽便な方法としてやむを得ず画一的にやるより外はないと、言うのである。また数年（かぞえどし）15歳位までの男女は身体的にも精神的にも周密な教育を施して健全な国民を造ることが国家としては必要であり、2か年の義務教育延長により少年労働の防止・救済（一引用者注一教育保障（使用禁止）の義務）の結果として結核（一引用者注一第8回総会で下村宏委員は言う。「今ノ日本国民ノ一番大キナ欠点ハ吾々ノ平均寿命ガ欧米人ニ比較シテ約十年程短イ……殊ニ結核ノ患者ハ年々増シテ行クノデアリマス、各国ト死亡率ヲ比較スレバ日本ハ三倍以上ニナツテ居ルノデアリマス」）、精神的疾患から免れることにもなり、2か年の国民「普通教育」の実施による義務教育延長の〈初等教育完成教育〉を三国谷は主張する。

引き続いて西村房太郎委員（公立中学校長代表・東京府立第一中学校長）が発言する。「ヤハリ義務教育ノ年限ヲ延長シテシツカリヤルト云フコトハ結構ト思ヒマス、又必要ナコトデ……此ノ延長サレタ二箇年ノ期間ヲ小学校教育ノ完成所トスルカ……又ハ青年教育トシテノ出発点ト看ナスカ……御承知ノ通りニ亜米利加デハモウ十年前カラ、一方ニ小学校「エレメンタリー・スクール」ノ教育ヲ尊重スルト同時ニ、一方ニ於キマシテハ、ソレハ六年デ、之ヲヤツテ、ソレカラ先ハ青年学校、所謂中等程度ノ教育トシテ取扱ツテ行ク方ガ効果的デアル、斯ウ云ウ意見モ行ハレマシテ、所謂六・三・三制度ニナツテ居ル……此処デ数十年ノ懸案ニナツテ居リマス義務教育ヲ延長スルト云フ点（5）ニ付キマシテハ、単ニ小学校教育ノ延長トシテ、モウ是ハ定論デアツテ動カスコトハ出来ナイト云フコトニスルト云フヨリハ、青年教育ノ出発点ト見テ、サウシテ本会ニ於テ能ク協議ヲシ研究ヲシテ行クト云フコトモ是ハ必要デアツテ大切ナコトデハナイカ（6）」、「二箇年ノ延長ヲアルノニ実業教育ヲ施スト云フコトハ考ヘテ居ラヌノデアリマス、実業教育ヲ多分ニ取入レルト云フコトハアリマシテモ、所謂普通教育ヲ根幹ニシテソレニ重キヲ置イテヤル（7）」と言う。延長する2か年の義務教育を初等教育の完成とするか、または青年教育の出発点とするか、西村は中等程度の教育を取り扱う青年教育の出発点とし「普通教育」に重きを置くと、言うのである。

松浦鎮次郎委員（枢密顧問官）は言う。「二箇年間ノ延長ヲ如何ナル形デ致スカト云フコトニ付テ……今日ノ青年学校ノ普通科ノ如キ夜間教育若クハ昼間僅カノ時間ノ教育、即チ既ニ職業ニ就テ居ル者ニ対シテ其ノ余暇ヲ利用シテ僅カナ教育ヲ施スト云フヤウナ今日ノ青年学校ノ如キモノデハナクシテ、即チ昼間相当ノ時間ヲ以テ教育ヲ施シテ、高等小学校ヨリモット完備シタ、而シテ地方ノ実情ニ即シタ……実業教育的……青年教育機関ニシテ之ヲ義務ニスル、即チ言ヒ換ヘレバ今日ノ高等小学校ハ之ヲ廢メテ、今日存在シテ居ル実業学校モ総合シテ小学校以外ノ一ツノ青年大衆教育ト申シマスカ、サウ云フモノデ二箇年間ノモノヲ拵ヘル、サウシテ今日夜間教授デヤツテ居ル青年学校ハ此ノ二箇年ノ青年大衆教育ヲ終了シタ者ニ対シテ職業ノ余暇僅カノ時間ヲ以テ満二十歳デアリマスカ、十九歳デアリマスカ迄ズツト長ク教育ヲスル（8）」。2か年の延長は義務教育とする青年学校の普通科を「昼間相当ノ時間ヲ以テ教育ヲ施シテ」、実業教育的青年教育機関「青年大衆教育」として以後の青年期教育へ続くという考え方を披露する。

そして後藤文夫委員（元日本青年館理事長、元内務大臣、貴族院議員（非職権委員））も、中等教育の一環として2年のフル・タイムの義務教育の設定を強調する。「我が国が今日ノヤウナ国際的地位ニ躍進シテ参リマシテ、将来モ大キナ発展ヲ致シテ皇国ノ大使命ヲ達成シテ参ラナケレバナラナイノデアリマス、其ノ為ニハ出来得ルナラバ中等教育マデヲ我が国民一般普通ノ教育トシテ、国民ノ基礎的教養ヲ其ノ程度ニ高メテ来ルト云フ大方針ヲ持ツテモ宜シイノデアルト思ヒマス……将来中等教育マデヲ国民教育トシテ内容ノ充実シタモノニ完成スルト云フ所ヘ向ツテ歩ヲ進メテ行ク階程ヲ今カラ築イテ行クト云フ着眼ガナケレバナラヌノデハナイカト考ヘマス……之ヲ單純ナ実業教育ノ二箇年位ナ課程ノ学校トシテ別個ノ学校系統ヲ立テルガ宜シイトモ考ヘマセヌ、併シナガラ小学校児童的ナ取扱ヲスルヨリモ、一步進ンダ取扱ヲスル課程トシテ考ヘタ方ガ宜シイノデハナイカ（9）」、「問題ハ只今主トシテ「フル・タイム」ノ教育ヲドウスルカト云フ所ニ懸ツテ参ツテ居リマス……根本ノ考ヘ方ハ満十二歳カラ上ノ少年ハ青年教育ノ出発点デアル……ソレノ極メテ不完全ナ補足トシテ青年学校ガ今日マデ実施サレテ来タ、此ノ青年教育ヲ今回義務制ニサレルト云フコトニナツタノデ……其ノ内容ハ普通教育的ナ部分ガ相当濃厚デアツテ宜シイト思フノデアリマス、ソレニ実業ヲ濃厚ニ加味シテ「フル・タイム」ノ教育カラ解放サレル人達ガ実社会ニ出テ其ノ必要ニモ応ズルヤウニ仕組ムト云フコトガ適當デアラウト思ヒマス……之ヲ長イ期間ノ青年教育ノ前期ト考ヘテ取扱ツテ、ヤハリ中学ハ小学ノ六年ヲ卒ヘタ者カラ行ク、……只今ノ高等小学校ガゴザイマスカラ、之ヲ改革シテ出来ルダケ充実ヲ致スト云フ方法ニ依ツテ青年学校前期ヘ轉換スルコトハサウ困難デハナカラウカト思フノデアリマス（10）」と言う。将来は中等教育までの一貫した国民一般普通教育を完成する観点から学校体系は考えられるべきだが、西村委員が指摘した義務教育として2か年の「普通教育」を青年期教育の出発点として扱ったように、また松浦委員が披露した青年学校の普通科を「昼間相当ノ時間ヲ以テ教育ヲ施シテ」2か年の義務教育とし、実業教育的青年教育機関「青年大衆教育」を以後の青年期教育へ続くものと位置づけていたが、まずは青年学校普通科の義務制に対応した中等教育前期教育を相当程度の普通教育的な部分を加味した「フル・タイム」の2か年の義務教育とし、それから「ヤハリ中学ハ小学ノ六年」に接続させるべきだと、後藤は言うのである。

ここで下村寿一委員が発言する。「此ノ延長サレルコトアルベキ二箇年ト云フモノハ何処マデモ国民大衆ノ基礎教育トシテノ内容ヲ持ツコトガ大切デアラウト思フノデアリマス……国民大衆ノ普通教育「ゼネラル・カルチャー」ヲ向上スルト云フコトニ主眼ヲ置クベキデアラウト考ヘテ居リマス、実業的ノ科目ヲ加ヘルト云フコトハ……ソレガ主ニナツテハイカヌノデアリマシテ、本質ハ何処マデモ普通教育ト云フモノガ主デナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ……中等教育、詰リ青年ノ「フル・タイム」ノ教育ノ一部トシテ先ヅ二箇年ヲヤツテ行カウト云フ御意見モアリマシタケレドモ、是ハ中等教育ノ本質ト非常ナ大キナ関係ヲ持ツタ問題デアリマシテ、中等教育ト云フモノガ国民大衆、青年大衆ノ教育トスベキモノデアルカ、或ハ真ニ将来国家ノ中堅タルベキ指導階級ノ者ヲ養成スル……所ニ中等教育ノ主眼ヲ

置クベキカ否カ……私ハ中等教育ニハ中等教育ノ任務ガアルト思フ……之ヲ国民大衆青年大衆ノ義務教育トシテ、即チ総テノ者ガ中等教育ヲ受ケルベキモノダト云フコトヲ予想スルコトハドウデアラウカト思フノデアリマス……ヤハリ中等教育ハ……是ハ選良ノ教育デアルト云フ立場ヲ以テ進ム、随ツテヤハリ二箇年ノ内容ト云フモノハ国民大衆ノ基礎教育ト云フコトニ主眼ヲ置クベキデアラウカト思フノデアリマス、ソレカラ青年学校ノ普通科トノ関係デアリマスガ……青年学校ト云フモノハヤハリ職業ニ従事スル者ノ為ニ業間ノ教育ヲ施ス特別ノ施設デアルコトハ申スマデモナイコトデアリマシテ、是ハ是デ別ノモノト考ヘル方ガ良カラウ (11)」。2 か年の義務教育延長は、基礎教育としての普通教育「ゼネラル・カルチャー」の向上に主眼を置く。それからそれを、後藤委員が指摘したように「フル・タイム」の中等教育の一環とすることはその本質に係る問題であって、「将来国家ノ中堅タルベキ指導階級ノ者ヲ養成スル」中等教育の任務は「選良ノ教育」であると言う。松浦委員や後藤委員の言う傍系的青年学校の「中等教育前期教育（フル・タイム制）」の〈青年大衆教育〉と〈選良中等教育〉とを峻別する学校系統を下村委員は構想している。それから青年学校は「職業ニ従事スル者ノ為ニ業間ノ教育ヲ施ス特別ノ施設デアル」とも言う。

義務教育延長の構想概念図（図1 参照）で、始めに三国谷委員によって提案された国民「普通教育」の実施、また下村委員も言う国民大衆の普通教育「ゼネラル・カルチャー」向上に主眼を置く、〈初等教育完成教育〉論が大勢を占めている。

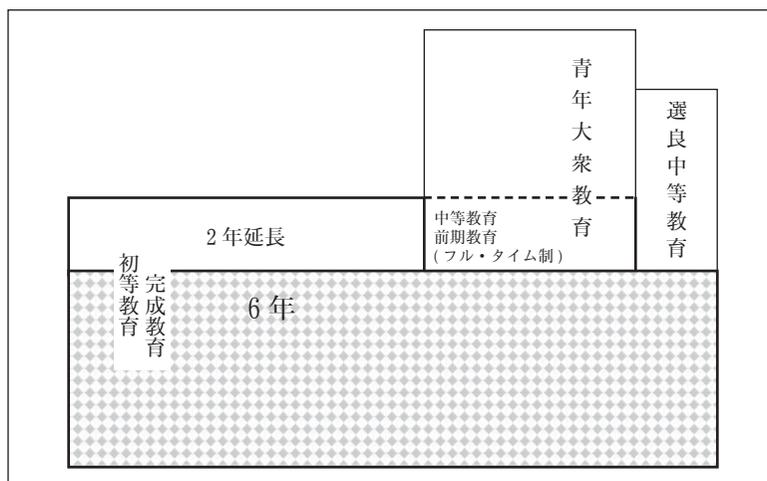


図1 義務教育延長の構想概念図

佐々井信太郎委員は言う。「何年間小学校ヲヤルト云フ問題ガ一番基本ヂヤト思ヒマスノデ、随ツテ其ノ年限ガ義務教育ノ八年間ト云フコトニナルト思ヒマス……兎ニ角八年ト云フ義務年限ニ付キマシテハ……自分ノ子ヲ教育スルノデアリマスカラ、義務ダト考ヘルノダト云フ気持（一引用者注一保護者に対して子を就学させる義務）デナ

シニ国民教育ノ基本年限デアルト云フヤウナ風ニ、或ハ国民教育トシテ最モ必要ナル限度、ソレガ八箇年ダ、是位ヤラナケレバナラナイト云フヤウナ風ニナツテ良イデハナイカト云フヤウニ思フノデス(12)」。／森岡常蔵委員も言う。「義務教育ノコトデスガ、此ノ義務教育年限延長ハ私モ總會ノ席デ自分ノ意見ダケハ申上ゲ（一引用者注一1月20開催の第4回總會で「教育ノ本義デアル国体ノ本義ニ基ゾイテサウシテ国民精神ヲ中心トスル教育」の「小学教育」を「国民教育」として一層充実させるのに「現在ノヤウナ六年デハマダ不十分ダラウト思フ、ドウシテモ八年ニスルコトガ国運発展ノ立場カラ見テ急務デアルト」強調する。）、公民教育知識ノ如キ……是ハ義務教育ナルガ故ニト云フコトデ六年ノ間ニ無理ニ押付ケテヤツテ居ルヤウナ状態デスカラ……出来ルダケ完全ナ国民ノ資質ヲ養フヤウニスルノニハヤハリ八年ト云フモノハ纏ツタ教育トシテヤルベキデアリマス(13)」。／田中穂積委員も同様のことを指摘し（一引用者注一第73回通常議會閉会（3月26日）、国家總動員法（政府に国民の徴用から物質統制まで広範な権限を与えた。言論の規制や労働争議の禁止など。4月1日公布、5月5日施行。）制定後の4月7日、第5回總會で「一体何故ニ斯ノ如ク壮丁ノ教育程度ガ劣ツテ居ルカト云フコトヲ考ヘテ見マスト云フト、何トシテモ是ハ義務教育ノ年限ガ短カ過ギル、……六年制度デ困ツタ問題ハ、僅カニ十二歳ノ児童ニ対シテ国体ノ本義、国家組織ノ内容ヲ了解ヲサセルト云フコトハ、是ハ余程至難ナコトデアラウト思ヒマス」と言う。）、「尋常小学六年ヲ了ツタ其ノ上ノ二箇年ヲドウ取扱フカト云フコトニ付テ……其ノ年齢ニ当ツテ居ル少年ノ智能ノ発達ノ<sup>マ</sup>徑路ガ一体如何ニ進ムベキモノカト云フコトガ自然基礎ニナツテ定マルコトダト思フノデアリマス、サウ致シマストマダ……自我覚醒ノ途中ニ在ル十三、十四ト云フヤウナ年齢ノ少年ヲ……本當ニ伸ビ伸ビシク大キナ国民ヲ作ルト云フニハ基礎ガ<sup>シ</sup>確カリ拵ヘルノニハ「アドレッセンス」(adolescence・青春期)ノ年齢ニナル前ニ普通一般ノ教養ヲ確カリト授ケテ置ク(14)」ことを主張する。／また林博太郎委員も（一引用者注一4月8日、第6回總會で「学校教育ト申シマスモノハ、教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ニ従ヒマシテ、国体ノ本義ヲ明徴ニシ……即チ忠孝一本ノ国民道徳、之ヲ明ラカニシ……国運ノ進展ニ資シマシテ、国民各自ガ邦家ノ為ニ我ガ国ノ文運ノ為ニ、其ノ増進スルコトニ努力スベキデアルト思ヒマス……併シナガラ實際ヲ御覽ニナツテ見ルト云フトドウデアリマスカ……亜米利加流ノ職業教育ト云フモノハ道徳ハ第二ニシテ、人生ノ職業ヲ基礎トシタモノデアル、故ニ職業教育ハ入レルコトハ出来ナイ、普通教育ノ方面ヲ主トシテ我ガ国家ニハ採用シナケレバナラナイト云フ意味カラ、之ヲ基礎ニシテ学校ノ組織ガ出来タノデアリマス」と言う。）、「十四歳位マデハ初等教育ニスルコトガ私ハ必要ダラウト思ヒマス……所謂少年ノ教育ハ八箇年ノ間一貫シテ……訓育ヲ施シテコソ初メテ今日ノ欠点ガ補ヘルノデアツテ……一貫シタ人格ノ養成、而モ少年ノ最モ必要ナル時期ニ適合シタ国民教育ガ出来ル(15)」と談じる。こうした普通教育重視の論がある一方、職業教育に傾斜した論も展開される。

田尻常雄委員（横浜高等商業学校長）の声を聞いてみよう。「其ノ二年ヲドウ云フ風ニ延長スルカ……単ニ普通教育ヲ延長スルト云フコトデアレバ、迷惑ニ感ズル家庭

ガ相当多イト思ヒマス、唯小学校カラズツト二年延長シテ其ノ儘進ンデ多少ソコニ実業科目ヲ置クト云フコトニナレバ、貧困ナル家庭ニ於テハ子供ガ家業ヲ助ケルコトガナクナリ、又工場商店ニ行ツテ賃銀ヲ得ルコトガ出来ナクナル、農村ニ於テハ無月謝デアリ、又学用品ヲ供給シ、又食物ヲ給スルト云フコトハ無論オヤリデアリマセウト思ヒマス（一引用者注一就学の援助）、併シナガラ子供カラノ補助、詰リ家ノ助ケトナル所ノ収入ヲ失フト云フコトハ、貧困ナル家庭ニハ大ナル打撃ト思フノデアリマス……中等学校ニ進ム者ハ其ノ儘進ンデモ問題ハアリマセヌガ、其ノ者ハ僅ニ二割、大半ノ八割ト云フ者ハ其ノ他ノ方面ニ行ク、百五十万人中二割ハ中学校ニ行ツテ、九十万人デシタカガ高等小学校ニ進ミ（一引用者注一150万人中6割）、青年学校ハ七万、僅ニ五分、低度ノ実業学校ニ進ム者ガ二十三万、先ヅ一割五分ト云フ位ノ見当ノヤウニ思ヒマス、サウ云フ者ニ対シテ此ノ小学教育ヲ其ノ儘延長シテオヤリニナルト云フ所ニナレバ、家庭トシテハ随分不平不満ヲ懷イテ困ル者ガ出来ルダラウト思フ、ソコデサウ云フ者ノ不満ヲ補ヒ、満足セシムル為ニハドウシテモ私ハ此ノ二年ノ延長ヲ実業教育、職業教育ニ重キヲ置ク必要ガアルト思フ……所謂八割ノ小学校卒業生ニ対シテハ職業教育ヲ主トスル所ノ程度ノ低イ一今日二年制ノ低度ノ実業学校ガアリマスガ、是ハ非常ニ功績ヲ挙ゲテ居リマス、サウシテ其ノ卒業生ハ非常ニ需要ガ多クテ、直接ニ云ヒマスレバ、商店ニ行ケバ丁稚トナリ、或ハ工場ニ入レバ幼年ノ職工ニナル、女デ云ヘバ女中其ノ他商店ニ使ハレル、是ハ非常ニ歓迎サレテ、父兄モ喜ンデ益々希望者ガ増加スル傾向デアル、ソコデ其ノ低度ノ実業学校ニ入レル、或ハモウツハ高等小学校ヲモウ少シク職業化スル、職業教育ヲ根柢トシテ普通教育ヲ教ヘル、青年学校ニ進ム者ハ七万、五分位ノモノデアルカラ、青年学校ノ普通科ヲ廢シタ方ガ私ハ良イト思フノデアリマス、若シ廢スルコトガ出来ナイナラバ、其ノ普通科ニ於テハ職業ヲ中心トシタ教育ヲ施スト云フコトガ国民ノ満足ヲ得ル所以デアルト私ハ信ジマス」、そして学校は「小学校ハ兵卒ノ所デアリ、中等学校ハ下士或ハ下級將校ヲ造ル所デアリ、高等学校ハ將校ヲ造ル所デアル、斯ウ云フ風ニ其ノ家庭ノ状況、其ノ地位ニ依ツテソレニ適切ナル教育ヲ施スト云フコトガ私ハ肝腎デアルト思ヒマス（所謂「学校は国家構成員を生産する装置である」）、唯無暗ニ普通教育ヲ施シテモソレデハ役ニ立タナイ……国家トシテハ健全ナル発達ヲ得ルト云フコトハ困難カト思フノデアリマス、世間デハサウ云フ風ナ間ニ合フ人間、或ハ役ニ立ツ人間ト云フコトヲ避難スル人ガアリマス、ソレハ小国民ノ態度デアル……人間ヲ造ルヤウナ教育ヲスルナラバ、サウ云フ教育ハシナイ方ガ良イ……一般ノ大多数ノ八割ノ子弟ニ対シテハ職業教育ヲ施シテ……国民ノ大多数ニ職業ヲ与ヘル、サウシテ腕デ働ク人間ヲ造ツテ茲ニ健全ナル国家ヲ造ルト云フコトガ最モ重要ト思フノデアリマス（16）」。「一般ノ大多数ノ八割ノ子弟ニ対シテハ職業教育ヲ施」すべきだと言う。

そして上原種美委員（三重高等農林学校長）が言う。「延長サレマシタ二箇年ヲ青年期ノ初メトシテ完成シタ教育ヲヤル……此ノ内容ニ付キマシテ三ツノ案ヲ平素カラ考ヘテ居ルノデアリマス、第一ノ点ハ……十三、四歳ト云フ頃ハ……非常ニ心身ノ變化ノ多イ時期デアリマス、身体的ニモ生理的ニモ非常ニ變化ノ現ハレル時期デアリマ

スカラ特ニ体育ニ重キヲ置キマシテ健全ナル心身ヲ養成スル……第二ニハ、十一、二歳マデハ国家意識デアルトカ、或ハ社会觀念トカ云フヤウナコトニ付キマシテハドウモマダ理解ガ出来悪イ時代デアリマス、現在小学校ノ教科書ヲ見マスト云ウト修身科ノ中ニ憲法デアルトカ、或ハ公民ノ務デアルトカ云フヤウナモノガアリマス、又裁判デアルトカ、或ハ法律デアルトカ云フヤウナモノモアリマス……十三、四歳ニナリマスト云フト物事ヲ抽象的ニ考ヘタリ、或ハ批判的ニ考察スル能力ガ出来テ来ルノデハナイカト思ヒマス……所謂公民訓練ヲ施ス……第三ノ点デアリマスガ……私ハ職業教育ヲ十分ニ施シテ行キタイ……勤勞ト云フコトハ非常ニ大事ナコトデアリマスガ、是ハ十三、四歳ノ頃ガ最モ体験サセルノニ適ナナ時期デアリマスシ……自己ノ将来ノ職業、自分ガ社会ニ身ヲ立テ、行ク上ニ於テドウ云フ仕事ヲヤツテ行クカト云フヤウナ事柄ニ付キマシテ可ナリ関心ヲ持ツテ来ル時期デアリマス、故ニ此ノ時期ニ相当深イ職業教育ヲ施シマシテ、実社会ヘ出マシテ産業界ニ立チマシテ有効ナル活動ノ出来ル素養ヲ与ヘルト云フコトガ国民教育トシテハ私ハ大変必要ナルコトデアルト思フ……職業的陶冶ト云フコトハ国民ノ義務教育トシテ最モ肝要ナ目標ノ一ツダト思ヒマス……忠良ナル国民ハ悉ク何等カノ職業ニ従事シテ勤勉其ノ業ニ服シテ、職業ヲ通シテ国家ノ為ニ貢献ヲスル、職業ヲ通シテ社会ニ奉仕ヲシテ行クト云フコトガ、是ガ国民トシテノ義務デアルシ、又社会人トシテノ本分デアルト私ハ思フノデアリマス (17)」。2 年間の義務教育の延長は「青年期ノ初メトシテ……職業教育ヲ十分ニ施シ……職業的陶冶ト云フコトハ国民ノ義務教育トシテ最モ肝要ナ目標ノ一ツ」と言うのである。

5月6日開催の第5回特別委員会で、松浦鎮次郎委員が発言する。「本会モ愈々小学教育ノ内容ヲ議スルト云フヤウナ順序ニ相成ツタノデアリマス……前回以来義務教育年限ヲ延長スル必要ガアルト云フ点ニ付キマシテハ大体皆様御異論モナイヤウニ伺ツタノデアリマスガ、<sup>き</sup> 諸テ然ラバ其ノ内容ヲ如何ニスルカト云フヤウナ問題ニ移ルノデアリマシテ……小学教育ハ何処マデモ国民トシテノ基礎教育ヲ授ケル所デアルガ故ニ或種ノ職業ニ対スル準備教育ト云フヤウナモノニ余リ重キヲ置カズシテ、大キク申セバ人間ヲ造ル……又一方ニハ実業教育ト云フモノ、色彩ヲモウ少シ加味シタ方ガ宜シイ、是ハ必シモ職業ニ就ク準備教育ト云フ意味デハナクシテ、実業教育、詰リ実科教育ヲ通シテ一種ノ人トシテノ訓練ヲヤルノデアル、其ノ訓練ト云フ意味カラ云ツテ実科教育ヲヤリ或ハ実習ヲヤルト云フコトガ人間ヲ造ルト云フ上ニ於テモ必要デアアル、……私ガ此処デ一ツ皆サンニ御考究ヲ願ヒタイト思ヒマスノハ、今日ノ高等小学校ト云フモノ、教育内容ニ付テ、殊ニ農村方面ニ於キマシテハ仲々少カラザル不満ガ一般ニアルヤウデアリマス……其ノ学ンダ所ノモノガ或ハ理屈ニ偏スルノミデアツテ、實際是カラ農村ニ働カウト云フ上ニハドウモ役ニ立タナイ、ドウシテモ此ノ儘ノ教育デハ不十分デアアル、何トカ是ハ変ヘテ貰ハナケレバナラヌト云フ声ガ到ル処ニ於テ實際アルノデアリマス……所謂普通教育ガ良イカ実業教育ノ色ヲモツト濃クスルガ良イカト云フヤウナ議論ガ段々出タノデアリマスガ、ソレモ今日ノ高等小学校ニ対スル不満ノ声ノ意味ニナルカモ知レマセヌガ……之ニ付キマシテ……文部当局ノ<sup>じだ</sup> 耳朶ニ触レタ点ガアリマスレバ是モ当局カラ承リタイト存ズルノデアリマス (18)」。高等小

学校の教育内容について文部当局に問い質している。

2か年の義務教育延長で普通教育重視か、実業教育に重きを置くか簡単に決着のつく問題ではなく、国民大衆教育の全体構想に関わる問題である。このことを念頭に置きながら伊東延吉文部次官は、高等小学校の内容論を以下のように整理している。「現在ノ高等小学校ニ対シテ何等カノ不満ガアリ、殊ニソレガ地方農村ニ於テ相当ニ多イト云フコトハ実ハ感ジテ居ル次第デアリマス……従来此ノ職業教育若クハ実業教育ト云フコト、普通教育、即チ之ヲ換言シマスト実業学科目ト普通学科目ト云フモノトガオ互ヒニ対立シテ居ツタヤウナ傾キガアルト思ヒマス……職業教育、実業教育ノ中ニモ陶冶的ナ訓育的ナ意味ト云フモノハ非常ニ沢山アルシ、又實際ヲ通ジテ鍛錬スルト云フコトニ依ツテ人ガ出来ルト云フ意味ハ非常ニ沢山アルト思ヒマス……普通教育ニ於ケルサウ云フ陶冶的意義モモット実行ト云フコトガ加ハラナケレバ十分ニ發揮サレナイ、唯強イテ教室デ覺エルダケデハ効果ハ十分デナイト云フヤウニ考ヘラレテ居ルノデアツテ……職業学科目ノ陶冶的意義、職業的ナ意義、又普通学科目ノ陶冶的意義、其ノ実行上ノ意義、人間ノ実行力ヲ養フ方面ト云フヤウナコトハ十二分ニ考ヘラレナケレバナラヌト思フノデアリマス、サウ致シマセヌト内容論ハマダ色々ノ問題ガ残ルト思ヒマス(19)」。

## ② 教科の合科・総合化論議

こうした教育内容論を踏まえながら、さらにカリキュラム論へ論議が進んでいく。教育内容の時代的課題として林博太郎委員は次の3点をあげる。「今世界ノ一等国デ一番悩ンデ居ルコトハ何デアルカト云フト、御承知ノ通り……欧羅巴<sup>かまひず</sup>大戦後ニ於キマシテ大戦中ニ於ケル栄養不良ノ結果トシテ、児童ノ体育問題ガ今日 喧シクナツテ居ルコト……是ト同時ニ此ノ大戦ガ各種ノ工業ノ発達並ニ自然科学ノ発達ヲ促シマシテ……其ノ結果小学校ノ教科目ガ多クナツタト云フコトガ第二ノ大キナ悩デアリマス、是ハ文運ノ発達ト共ニ化学、物理学並ニ「エンジニアリング」一工業ノ方面ガ特ニ欧羅巴ヲ初メ発達シタ結果、理科其ノ他ノ学科ニ於テモ随分時間ヲ殖ヤサナケレバナラナイ羽目ニナツタノデアリマス……而シテ年限ハドウカト云フト出来ルダケ短縮シテ早ク間ニ合フ人間ヲ作りタイ、是モ一等国ノ悩デアリマス」。こうした悩みの課題に対して「只今幼年者ノ教育ニ際シテ最モ内容ノ上カラ必要ヲ感ズルコトハ教法ノ改善、教材ノ廃合、学校ノ管理ヲ如何ニスルカト云フコトデア」と言う。まず教育内容の上から必要な工夫の一つ「教法の改善」について、「今マデノヤウナ暗記ヤ記憶ガ主ニナツテ居ル教法デハイケナイ、ソコデ従来教育デ申シマス所ノ実質陶冶ニ対シテ……形式陶冶ヲ内容カラ観察シテ見ナケレバナラナイト思ヒマス……無暗ニ詰込ムト云フコトヨリハ、児童ガ自ら頭脳ヲ活躍サセテ、自分デ自己薬籠中ノモノニ教材ヲ体験スルト云フ風ニ教師ガ向ケテ行ク必要ガ茲ニ起ツテ参リマス……頭ヲ鍛ヘル、頭脳ヲ鍛錬スルト云フコトガ即チ今日ノ教授法ノ直接ノ目的デアル」。児童が「教材ヲ体験スル」ことを踏まえて「頭脳ヲ鍛錬スル」ことを提案する。そしてこの形式陶冶<sup>とく</sup>と国民性との関係で「例ヘバ今日ノ学科ニ於テ最モ重要ナルモノハ日本デモ西洋デモ読本<sup>ほん</sup>ヲ通シテノ国語教授デアリマス、此ノ国語教授ハ其ノ間ニ於テ色々思考力ヲ練ルト

云フコトが無論必要デアリマス、又国民性ヲ知ルト云フコトモ必要デアリマス、其ノ現ハレハ何デアルカ、思想ノ現ハレハ文章デアル、古来ノ文章ヲ研究シテ日本ノ国民性が如何ニ発露シタカト云フ其ノ様式ガ国語教授ニ於テハツノ形式陶冶ニナルノデアリマス、日本語ニ於テハ文法的ニドウ云フ風ニ主格ト動詞ト副詞ガ並ブカ、仏蘭西語ハドウデアルカ、独逸語ナドハ……其ノ国民性ノ思想ノ発露ハ文章デアリ、思考ノ発表デアル……形式陶冶ハ矢張り日本語ヤル場合ニハ、理科ト雖モ数学ト雖モ日本式ノ思考ノ方向ニ従ツテ、サウシテ国民性ト共ニ相俟ツテヤツテ行クコトガ私ハ必要デアラウト思ヒマス」。形式陶冶の対象となる能力（思考力ヲ練ルト云フコト）は抽象的な形式で存在するものではなくて国民性との関係で存在する。そこで教材の選択をする場合、能力形成を陶冶する観点からなされる必要があるということになる。また「形式陶冶ノ上カラ考ヘマスト、今日ノ教材ハ随分無駄ガアルト私ハ思フノデアリマス、丁度図画ノ時間デ言ツテ見マシテモ、何モ小学校ニ於テハ絵ノ先生ニナルト云フノデ教ヘルノデハナイ、形式陶冶ノ上ニ於テ必要ナノデアル、例ヘバ生徒ノ絵ヲ見ルト一ツノ線モ無駄ハナイ、併シ此処マデ行クノハ容易デナイ、一ツノ線デモヌカセバモノニナラナイ、有機的ニ纏マツテ描クト云フコトガ必要デアル、教材ノ排列モサウデアツテ無駄ガナイ、一ツ抜カセバ皆倒レルト云フヤウナモノデナケレバナラヌト思フノデアリマス（20）」。

知識そのものを教え込む実質陶冶は無駄が多い。だから形式陶冶を目指し教材を排列し、体験学習を織り込むことが有効であるということになる。さらに従来ノ教科編成では形式陶冶ヘノ対応ガ不十分であり、教育内容ノ上カラ工夫ノ一つとして「教材ノ廃合」について、教材ノ合科的再編成と学習ノ体験的方法ガ模索される。「此ノ前モ御話ガ出マシタ合科教授（21）ニ付テ一言シテ見タイト思ヒマス、合科教授ト云フノハ独逸カラ始マツタノハ御承知ノ通りデアル、此ノ「ゲザムト・ウンテルリヒト」（Gesamtunterricht）ト云フノハ教授ノ色々ナ科目ヲ集メルト云フノデハナイ、独逸語ガ證明シマス如ク、全体的、総合的ノ教授ヲ行フト云フノヲ、誰カ合科ト云フ訳ヲ付ケタ為ニ、地理ニナツタリ歴史ニナツタリ色々ナモノヲ一時間ノ中ニ加ヘルト云フ意味ニ人ガ取ツテシマツタノデアリマスガ、是ハサウデハナイ、マダドノ学科ト云フコトガ分ラナイ、小学校ノ一年二年三年等ニ於ケル児童ノ動揺スル、注意ノ動ク間ニ、其ノ注意ノ動ク儘ニ指導シテ行カウト云フノデアリマシテ、此ノ三年間ナリ四年間ナリガ済ンデカラ初メテ一ツツノ学科ニナル、一ツツノ学科ヲ四、五年ノ間ニ教ヘルナラ、ソナモノハ何モ意味ヲ為サナイ、寧ロ目的ヲ達シ得ナイ、所ガ日本ノハドウモサウ云フ風ニナツテ、又独逸ノモサウ云フ傾向ニナツテ一時衰ヘタノデアリマス、東京ノヲ色々聞イテ見マスト……合科教授ト云フ代リニ未分化ト云フ名ヲ付ケタ、此ノ方ガ寧ロ独逸語ノ「ゲザムト・ウンテルリヒト」ニ適合シテ居ルノデアリマス、是ハ児童心理ノ上カラ見タナラバ、成程自然的デ子供ノ注意ガ動揺スルカラ教育ノ対象タル教授モ動揺サセテ行ツテ子供ノ興味ヲ津々トシテ起セルト云フコトハ大變理屈ニ合ツテ居ルノデアリマス、併シ是ダケノ仕事ノ出来ルノハ大變立派ナ教師デナケレバ出来ナイ、私モ合科教授ヲ「ハンブルグ」初メ方々見マシタガ、滅多ニ是ハ能ク行ツタト云フノハアリマセヌ……ソコデ此ノ合科教授ハ独逸

デハヤツテ見タモノ、ドウモ不徹底ニ終ル、而モ先生ガ浅学非才デアルカラ尚更以テ巧ク行カナイ……ソコデ考ヘタコトハ是ハ児童ノ生活ニ即サナケレバ合科教授ハ巧ク行カナイ、随ツテ郷土科ト云フモノヲ考ヘ出シテ、郷土科ノ教授ヲ中心トシテソレデ低学年ヲヤツテ行カウト云フコトニナツタノデアリマス……是ガ為ニ今日独逸ノ師範学校ハ専門学校若クハ大学程度ニ小学教員マデモ引上ゲテ先生ノ教育ヲシテ行カナケレバ斯ウ云フコトハ出来ナイ」、「ソレヲ今日日本デヤラウトスルナラバ余程教員ノ養成ニ於テ又考ヘテ行カナケレバナラナイト思ヒマス」。教育内容の上から工夫する際に問題となるのが「学校ノ管理」運営に係る「教員ノ養成」問題である。学習の体験的方法として低学年での「郷土科」の授業で「日本デ一番實際ノ例トシテ聞イタノハ、自分ノ町ヲ一ツ調ベテ見ロ、此ノ次ハ自分ノ町ヲ中心ニシテ合科教授ヲヤルカラ前以テ調べト言ツタラ、色々ナ質問ガ出テ訓導ハ非常ニ迷ツタコトガアリマス、是ハ善イコトデアルガ一面仲々難カシイ、ソレナラバ二、三ノ学科ヲ合セテ見タラドウカ、皆合セナクテモ二、三ノ学科ヲ総合的ニヤツタラドウカ、是ハ出来ルト思ヒマス(22)」。「教員ノ養成」問題とともに学科総合の考え方が示される。

三国谷三四郎委員は教科の合科・総合化に疑問を呈している。「私ハ教科一般ニ付テ申上ゲテ見タイト思ヒマス……現制ニ於テハ教科ハ色々細カク分レテ居リマス……即チ尋常科ニ於テハ十一科目、高等科ニ於テハ十三科目アリマシテ相当数ガ多クナツテ居リマス(23)、サウシテ其ノ教科ノ分ケ方ガ余リニ学問的ニナリ過ギテ居ルト云フ嫌ヒガアルヤウニ思ヒマス……現在ノ教科其ノモノハ生活ニ接近シテ居ナイ、生活カラ遊離シテ居ル……従来余リニ学術的ニナツテ居リ、分科的ニナツテ居ルカラ、総合的實際的ニシヨウ……サウ云フ点カラ例ヘバ今日ノ小学校ニ於テ……實際ハ広ク行ハレテ居リマス直観科或ハ自然科ト云フヤウナモノモ……子供ノ生活ニ現ハレル自然現象ヲ直観セシメルト云フヤウナ意味デスウ云フ学科ガ法令ニハアリマセヌガ、實際ニハ一般的ニ行ハレテ居ルヤウデアリマス……斯ウ云フ考ヘ方ニ対シテ多少ノ疑問ヲ持ツテ居ルノデアリマス……斯ウ云フ総合的ナ取扱ヒハ動モスルト非常ニ雜駁ニナリ勝デ、洵ニ不統一ニナツテ始ド中心点ヲ失ツテシマフ」、「私ハ大體現在ノ教科目ト致シマシテハ現在ノ教科別ヲ承認致シマシテ……教師ガ教授ノ手心トシテ、教授上ノ一ツノ方法トシテ之ヲ総合的ニ為シ得ルヤウニ教師ニ自由裁量ヲ許ス、或ハ学校長ニソレダケノ自由裁量ヲ許スト云フコトニ致シマスナラバ、私ハ現在ノ教科ニ対スル非難ヲ相当ニ救ヒ得ルノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス」。「現在ノ教科別ヲ承認」し、教科目を総合的に取り扱う教授法が展開できるように「教師ニ自由裁量」を、学校長にその「自由裁量」を認めるべきであると言う。「現在ノ教科目は先ヅ是位ガ已ムヲ得ナイ、是以上省クコトガ出来ナイ、斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス」、「寧ロ反対ニ私ハ修身科ノ外ニ高等科ニ於テハ国民科或ハ公民科ト云フ名前ハドチラデモ良イト思ヒマスガ、サウ云フモノヲ新ニ設ケテ、国民トシテノ心得、或ハ時局問題ニ付テ継続的ニ教授シ得ルヤウニ、又衛生科ヲ設ケテ個人的ナ或ハ社会的ナ衛生ニ関シテ小学校ヲ卒業スルヤウナ程度ノ者ニ対シテ、モット深クソレ等ノ知識ヲ授ケル必要ガアル」とも言う。それから教育内容について「普遍的陶冶主義ノ教育ニ依ルト、各教

科ハ同等ノ値打ガアリ、御互ヒニ相侵スコトガ出来ナイ權威ヲ持ツテ居ルト云フ風ニ考ヘラレテ居リマス、其ノ結果教育ノ内容ハ全体トシテハ中心点ノナイ、バラバラシタ、焦点ノナイ教育ヲヤツテ居ルヤウニ思フノデアリマス、唯算術ヲ教ヘ、地理ヲ教ヘテ、ソレダケノ能力ヲ伸バシテ行キサヘスレバ後ハドウニカナルグラウト云フ教育ヲ今マデヤツテ居ツタラウト思ヒマス、詰リ謂ヘバ内面的ニハ放任主義ノ教育ヲヤツテ居ツタ、国民教育トシテ中心点ノナイ教育ヲヤツテ居ツタヤウニ考ヘマス、ソレデ国民教育ノ領域ニ於テハドノ教科モ同ジヤウナ値打ヲ持ツテ居ツテバラバラニナツテ居ルト云フコトハ許サレマセヌカラ……国民的思想ノ啓培、国体觀念ノ涵養ト云フコトニ総テ集注スルヤウニ各教科ノ教育ヲスルコトガ必要デハナイカト考ヘマス、此ノ点カラ考ヘマシテ私ハ国語一特ニ高等科ノ国語トカ国史トカ地理トカ云フモノハ、国民的情操ト国民の見識ノ向上ノ為ニ大イニ此ノ内容ヲ改善スル必要ガアルト思ヒマス、今マデノ高等小学校ノ教育ノ教科ノ内容ヲ見マスト、洵ニ無味乾燥デ、之ニ依ツテ国民的ノ情操ヲ養フト云フコトハ余程難カシイノデハナイカ」と言う。「国民的思想ノ啓培、国体觀念ノ涵養ト云フコトニ総テ集注スルヤウニ各教科ノ教育ヲスルコトガ必要デ」であると、言うのである。そして「理科教育モ高等科ヲ通ジテ大イニ之ヲ尊重シテ徹底スル必要ガアルヤウニ考ヘルノデアリマスガ、併シナガラ私ハ自然科学ノ本質ヲ考ヘ、又科学者ノ一般ノ傾向ニ顧ミマシテ、自然科学即チ理科ノ教育ニ対シテハ教育上非常ニ警戒ヲ要スルモノガアルト云フ風ニ考ヘルノデアリマス、ト申シマスノハ自然科学ノ本質カラ考ヘマシテ日本ノ教学ノ本質ト相容レナイモノガソコニハ横タハツテ居ルカニ考ヘルカラデアリマス (24)」。

このことは「認識論ノ問題」で「自然科学ハ或ルツツノ見地カラ物ヲ客観的ニ見ル態度デアリマシテ……物ヲ物トシテ観ル、精神ノアルモノトシテ、現ニ生キテ動イテ居ル、刻々ニ変化シテ居ルモノトシテ物ヲ観ル観方デナイ、精神ノ本体トシテ精神的ニ物ヲ考ヘル教学ノ根本トハソコニ相容レナイモノガアル……精神的ニ物ヲ観ル精神的ニ観方ト、物ヲ物トシテ生命ノナイ一ツノ骸骨トシテ或物ヲ断面的ニ観ル、止マツテ観ル物ノ観方ト、ソコニハツキリト違ツタ観方ガアル……自然科学者ハ自然科学的ニ考ヘテ真理ガ絶対ノ真理デアアル、自然科学ノ真理ト相容レナイモノガアルトスレバソレハ迷信デアアルト云フ風ニ片ツケテシマフ、自然科学ハ国家ニモ隷属スベキモノデハナイ、民族的ナモノニモ隷属スベキモノデハナイ、自然科学ハ絶対的ノモノデアアル、斯ウ云フ思想ガ自然科学者ノ間ニ流レテ居リマス、サウ云フ態度ハ吾々ノ国民精神ヲ考ヘル態度トハ全然相容レナイモノデアアル」。自然科学の物質に即した合理的思考方法と国体教育の精神主義的方法とは矛盾することになり「若シ理科教育ガサウ云フ考ヘ方ヲ国民教育ノ中ニ置イテ教ヘルノデアツタナラバ余程警戒ヲ要スル (25)」と、三国谷は言うのである。

この会議（第6回特別委員会）の終わりに当たって田所特別委員長は言う。何れ内容が……モウ一、二回位デ大体ノ御発言ハ済ムグラウト思ヒマス……私ノ唯希望トシテ申上ゲテ置キマスノハ、御手許ニ差上ゲテ居リマシタ教学刷新ニ関スル答申（表1 参照）ハ必ズヤ御精読下スツテ居ルト思ヒマスガ、此ノ中ノ教育内容デ御話ニナリマシタ理科ノ教育ニ関スルコト、自然科学ニ関シテノ敬虔、詰リ日本精神ト申シマス

カ……ソレヲドウスルカト云フ具体案、詰リ各教育ニ亘ツテ拵ヘテ行カナケレバナラヌ標的ガ出来テ居リマス、其ノ中ニ非常ニ大切ナ事柄デドウスレバ良イカト云フコトガ学校教育刷新ニ関スル実施事項ト致シマシテ、各学校ニ於テ我ガ国古来ノ敬神崇祖ノ美風ヲ盛ナラシメ、此ノ精神ノ徹底ヲ図ル為適當ナル施設ヲ考慮シトスウアル、又之ニ関スル教養ニカヲ用キルコト必要ナリトアリマス（同答申の抜粹第三、二、の（一）の一つめの項目）……是ハ斯ウ決議ニナリマシタケレドモ、私共委員ノ中ニ加ハリマシテ、ソレヲドウスルカト云フコトニ付テ之ヲ放擲シテ置クト第一項ノ日本精神ノ根幹要綱ガ施設ナシニ又数年過ギルト云フコトニモナリマセウカラ、此ノ辺ヲ御精読願ヒマシテ、此ノ次ノ小学校ニ於ケル内容論トシマシテ又何カ御考ヘ置キ願ヒタイト思ヒマス（26）。「若シ理科教育ガサウ云フ考ヘ方（自然科学の物質に即した合理的思考方法）ヲ国民教育ノ中（国体教育の精神主義的方法）ニ置イテ教ヘルノデアツタナラバ余程警戒ヲ要スル」と言う三国谷委員の発言に対して、〈自然科学的の学科目……ニツイテハ……自然界ノ深奥ナル意味ヲ認め、敬虔ノ念ヲ以テコレニ対スルコト必要ナリ〉（同答申の抜粹第三、二、の（二）の四つめの項目）として明示されている。これは、先述の同答申の抜粹第三、二、の（一）の一つめの項目〈各学校ニ於テハ……又コレニ関スル教養ニカヲ用フルコト必要ナリ〉と同じく二つめの項目の文末〈……コノ方針ノ下ニ学科課程・学科目ノ内容・教育ノ方法・学校ノ組織等ヲ刷新スルノ必要アリ〉を受けた「（二）学科目ニ関スル事項」の一つであると、答申の趣旨を喚起している。

表 1 教学刷新評議会答申からの抜粹

<p>第三、教学刷新上必要ナル実施事項</p> <p>二、学校教育刷新ニ関スル実施事項</p> <p>（一）学校教育ノ精神・内容及ビ設備ニ関スル事項</p> <p>○各学校ニ於テハ、我ガ国古来ノ敬神崇祖ノ美風ヲ盛ナラシメ、コノ精神ノ徹底ヲ図ルタメ適當ナル施設ヲ考慮シ、又コレニ関スル教養ニカヲ用フルコト必要ナリ。</p> <p>○学校ヲ以テ国体ニ基ク修練ノ施設タラシメ、教師ト生徒、生徒相互間ニ於テ精神的人格的関連ヲ図リ、我ガ国ノ家族的精神ヲ学校教育ニ実現セシメ、小学校・青年学校・中等学校・高等学校及ビ専門学校ヲ通ジ、夫々校風ノ下ニ躰・修練ヲ重ンジ、規律ヲ守リ志操ヲ堅実ニシ、徒ニ自由ニ流レルコトナク奉公ノ精神ヲ旺ナラシメ、実践躬行ヲ主トスルモノタラシムル事肝要ナリ。コノ方針ノ下ニ学科課程・学科目ノ内容・教育ノ方法・学校ノ組織等ヲ刷新スルノ必要アリ。</p> <p>（二）学科目ニ関スル事項</p> <p>○小学校・青年学校・中等学校・高等学校及ビ専門学校等ノ種別ニ応ジ、国民道徳・国文・国史・地理・漢文等ノ教育ヲ十分ナラシムル必要アリ。</p> <p>○歴史科ノ教育ニツイテハ、単ナル史実ノ詮索、ソノ羅列的説明ヲ排シ、国史ヲ貫ク精神ヲ闡明シテ他ノ学科トノ統一関係ヲ見出シ、国民的自覚ノ喚起、信念ノ確立ヲ図ルコト肝要ナリ。</p>
---

- 国語科ニツイテハ、我ガ国民性ヲ具現セル国語国文ノ特質ヲ會得シ、ソノ深キ精神ヲ理解セシムルニ努メ、又国語ヲ尊重シソノ愛護醇化ニ意ヲ用ヒ、外国語濫用ノ近時ノ浮薄ナル傾向ヲ排除スルコトヲ要ス。
- 自然科学的の学科目、実業的の学科目ニツイテハ、益々ソノ発達ヲ図リ、正確ナル知識ノ涵養ニ努ムルト共ニ、自然界ノ深奥ナル意味ヲ認メ、敬虔ノ念ヲ以テコレニ對スルコト必要ナリ。
- 武道・芸道・作法並ニ我ガ国藝術ニ関スル教養ハ弥々コレヲ重視シ、以テ精神的の情操的陶冶ニ努ムルコト肝要ナリ。

1936（昭和11）年10月29日

なお、②教科の合科・総合化論議（第6回特別委員会）で林博太郎委員は、形式陶冶と国民性との関係を述べていたが、第三、二、の（二）の三つめの項目を踏まえたものであろう。

その2日後、5月13日第7回特別委員会が開催される。森岡常蔵委員が発言する。「小学校教育ノ内容トシテ……国民精神ヲ作ルトカ、或ハ国体ノ本義ヲ明徴ニスルト云フコトヲ第一義ニ置カナケレバナラヌコトハ、教育勅語ニ基ツイテ教育ハヤルト云フコトデアリマス……外国ナラバ大摺おおづかミニ申シマシテ社会道德ハ大抵社会ガ之ヲ支配ヲシテ居ルト言ツテモ良イ位デアリマス……社会全体ニ通ジテ人間ノ道德支配スルヤウナ一般ニ通ジタモノガ外国程ニハナイノミナラズ、小学校ノ教育ガ国民精神ヲ養フコトヲ本義トスルナラバ……外国デ云フ「チャーチ」ノ仕事ヲ日本デハ学校ニ於テ之ヲヤルト云フ風ニ考ヘテモ良イノデハナカラウカト思フノデアリマス……ヤハリ小学校ノ教育ノ内容ハ修身科デ教ヘルコトヲ中心トシテ置クベキモノデアルト私ハ信ジマス……国民精神ヲ益々振作シナケレバナラヌ時ニ於テ、修身科ノ成績ガ縦よシ是マデ挙げラヌトシテモ、是カラ先ハ一層其ノ方面ニ力ヲ尽シテ情操ノ上カラ、信念ノ上カラ子供ノ発達ノ程度ニ応ジテ、ソレハ寧ロ教育者ガ大イニ務ムベキコトデハナイカト私ハ信ジテ居リマス」。「大体今日ノ小学教育ハ相当ニ成績ヲ挙げテ居ルト言ツテモ良イデアラウト思ヒマス……併シナガラマダ幾多ノ欠点ハアリマセウカラ、無論之ヲ改善スル必要ハアルト思ヒマス……同ジコトヲ教ヘルノデモ、地方的ニ見テ地方ニアル材料ニ基ツキ、地方ト関係セシメテ教授スルヤウニ致シタイ、所ガ斯ウ云フコトハ私共昔教科書ニ関係シテ居リマシテ、国定教科書ガ出来ルト同時ニ教育ガ形式的ニ流レハセヌカト云フコトヲ心配シテ……ドウモ全国的ニ見テサウ云フ嫌ヒハナイカ、国定教科書ヲ何等工夫モセズ、考ヘモセズ、其ノ儘ヲ教ヘルヲ以テ能ク事足レリ、尽セリトスルヤウナ傾向ガアリハセヌカト思フ……今後ノ小学校教育ハ同ジコトヲ教ヘテモ地方ニ即シ、土ニ即シ、郷土ニ即シテ其ノ材料ヲ取扱フト云フ工夫ヲ一般ノ小学校教育デヤラセタイモノダト考ヘルノデアリマス」。そして教科の合科・総合化について言う。「子供ノ心理状態、生活状態カラ見テ初学年ハ総合的の合科ト云フコトハ私モ賛成致シマセヌ（一引用者注一第6回会議で林委員が「教材ノ廃合」について、教材の合科的再編成と学習の体験的方法から「児童ノ生活ニ即サナケレバ合科教授ハ巧ク行カナイ」と言っている。また三国谷委員も教科の合科・総合化には疑問を呈していた。）、妙ナ

コトヲ申上ゲテ相済ミマセヌガ、私ガ明治三十年ニ高等師範附属小学校ノ一年ヲ受持ツタ時ニ、今迄ノ通り時間ヲ決メ学科ヲ決メテ教ヘルヤリ方ハ如何ニモ子供ノ生活ヲ無視シタヤリ方デアル、結局ハ時間割ニ依ツテ教科目ヲ分ケテ教育ヲシナケレバナラヌケレドモ、初学年カラサウ云フコトヲヤルコトハ甚ダ小サイ子供ノ生活ニ反シテ居ルモノト考ヘマシテ、今日デ言フト「ゲザンムト・ウンターリヒト」見タイナコトヲ……ヤツテ見タ……自分デハ混沌教授ト名付ケテ居リマス、天地ノ初メ混沌タルコト鶏子ノ如シ、ソレガ天地ニ分レルト云フ日本書紀カ古事記カニサウ云フ言葉ガアリマシテ、混沌教授ト云フ名ヲ付ケマシテ、時間割ヲ定メテ一々教ヘルト云フヤリ方ヲ避ケマシテ、打ツテ一丸トシテ、初メノ時間ニハ何ヲヤルト云フコトハ致シマセヌデ、ソレヲ実行シテ見タノデアリマス……結局此ノヤリ方ハ子供ガマダ教科目別ニ学ブ前ノ時代ノ仕事ダト考ヘテ居リマス、合科デハナイノダ、分レルノガ当然ナモノヲ合ハシテヤルノデハアリマセヌデ、総合的ニ学ブノガ当然デアツテ、ソレガ進ンデ各教科トナツテ時間割ニ依ツテ学ブト云フコトニ進ンデ行クノダ、斯ウ私ハ今モ考ヘテ居リマス……マア一年間ガ良イノデ、其ノ間ニ自然ニ慣ラシテ教科目別ニ学ブト云フ風ニ段々仕付ケテ行クヤウニスルノガ穩当デハアルマイカト思ツテ居リマス……ソレデ若シヤルナラバ、全部ヲ総合的ニヤルト云フヨリハ、或ハ談話、観察、作業、遊戯位ノ四ツ位ニ分ケテ、談話ノ中ニハ修身ノコトモアリマセウ、自然観察ノ話モアリマセウ、談話ト云フコトニシテ纏メタモノヲ教ヘル、又観察ト云フヤウナコトデヤル……兎モ角教育上ノ理論トシテハ初学年ニ総合教授ヲヤル、「ゲザンムト・ウンターリヒト」ヲヤルト云フコトハ確ニ真理ダト思フガ、方法ヲ余程研究セヌト危険デアルト云フコトニナルノデアリマス、サウスレバ子供ガ初メノ時間ニ修身ヲ学ビ、二時間目ニ国語ヲヤリ、三時間目ニ算術ヲヤルト云フヤウニ何等関係ノナイ雜駁ナモノヲ詰込マレテ、ソレガ総合サレタモノニナラナイ、生キタモノニナラナイト云フノデナク、纏ツタ知識トナリ生キタ知識トナルト私ハ思フノデアリマス……今日ノ時間割ニ依ツテ教科目ヲヤルト云フヤウナ形式的ナヤリ方ヲ、モット生キタ教育ニシタイモノダト考ヘテ居リマスガ、強ヒテ総合教授ヲヤラナクトモ、各教科目ノ相互ノ関係ニ非常ニ注意シテ行キマシタナラバ、其ノ点ハ余程救ハレルト思フノデアリマス (27)。「今日デ言フト「ゲザンムト・ウンターリヒト」見タイナコトヲ……ヤツテ見タ……自分デハ混沌教授ト名付ケ」た40年程以前に試みた経験から「若シヤルナラバ、全部ヲ総合的ニヤルト云フヨリハ、或ハ談話、観察、作業、遊戯位ノ四ツ位ニ分ケテ……初学年ニ総合教授ヲヤル……サウスレバ……纏ツタ知識トナリ生キタ知識トナルト」森岡は言う。

第8回特別委員会は5月18日開催され、委員長から「今日デ大概教育部面ノ内容論ハ一通リ皆サンノ御発言ガ済ムカト存ジマス、二、三ノ御方カラ御通告ガゴザイマスカラドウゾ御発言ヲ願ヒマス」と促され、後藤文夫委員は言う。「教育ノ目的ハ……国民的精神ガシツカリシテ居ツテ、体力、活力ガ旺盛デ、サウシテ此ノ複雑ナ文化ノ進歩ニ伴ナツテソレニ圧倒サレズニ之ヲ驅使シテ行クヤウナ気魄、態度ノアル国民ヲ造ル」ことにあり、「最モ指導的ナ教育ノ効果ガアリ、又必要デアル小サイ子供ノ時代ニハ、指導的教育ガサウ云フ方向ニ子供ヲ育テ、行クト云フヤウニアリタイト

思フノデアリマス……先般来総合的ナ指導ノ方法ヲ講ジナケレバナラヌ、殊ニ各学科目ヲ総合的ニ関連セシメテ教授スルト云フコトガ必要デアルト云フ……私ハ学科目ノ間ノ総合ト云フコトノミナラズ、児童ニ向ツテ教育的影響ノアル各種ノ事柄ヲヤハリ学校ノ先生ガ成ルベク総合セラレテ、其ノ児童ノ上ニ欲スル教育効果ヲ生ズルヤウニスルト云フ努力ガ必要デハナイカト思フノデアリマス、是ハ家庭教育、社会教育等々ト関連ヲ持ツテ来ル問題ナノデアリマス……ドウシテモ今日ノ学校教育ニ於キマシテハ校外ニ於ケル各種ノ教育上ニ影響ノアル問題ヲ相当重要視シナケレバナラヌ、是マデデモ決シテ之ヲ閑却シテ居ルトハ申サナイノデアリマス……尚ホ今後一層重要視シテ、学校デ行ハレルコト、外デ行ハレルコト、ノ歩調ガ揃フヤウニスルト云フコトガ学校教育ノ問題ノ上デ非常ニ重要ナ問題デハナイカト云フ風ニ考ヘラレルノデアリマス」、「学校デ教ヘル事柄トソレカラ家庭デ起ル事柄、或ハ当時社会一般ノ注意ヲ惹ク事柄ト云フモノヲ出来ル限り総合シテ見テ学校ノ教育ガ行ハレタナラバ其ノ効果が非常ニ大キイノデハナイカト云フ風ニ考ヘルノデアリマス (28)」。「学科目ノ間ノ総合ト云フコトノミナラズ……各種ノ事柄(学校デ教ヘル事柄トソレカラ家庭デ起ル事柄、或ハ当時社会一般ノ注意ヲ惹ク事柄) ヲヤハリ学校ノ先生ガ……出来ル限り総合シテ見テ学校ノ教育ガ行ハレタナラバ其ノ効果が非常ニ大キイ」と後藤は言うが、子どもの教育における役割と責任は学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力のもとにあると言える。

その後の審議を経て委員長曰く。「今日位デ大方ノ内容論ハ先ツ済ンダト云フコトニシテ……ソレカラ次回(2日後の5月20日開催)ニハ……先ツ初等教育ノ部面ノ師範学校(一部二部のあり方)ニ付テ審議シテ戴イタラ如何デアリマセウカ、青年学校ノコトハ御承知ノ通り当局デ案ヲ一ツ作りマシテ吾々ノ審議ニ付スルト云フコトニ初メカラナツテ居リマスカラ、ソレノ促進ヲ望ンデ今日マデ待ツテ居ルヤウナ訳デアリマス (29)」。第9回特別委員会(5月20日開催)から第14回委員会(6月8日開催)で師範学校に関する論議があり、ついで青年学校教育義務制の説明(文部次官)、第15回委員会(6月10日開催)から第17回委員会(6月17日開催)で青年学校教育義務制について論議のあと、林博太郎委員から議事進行について意見開陳があった。「教育審議会ハ……特別委員会ニ移リマシタ……ソレヨリ今日迄約二箇月ニ亘リマシテ(第1回特別委員会は4月14日、第17回を6月17日開催)小学校並ニ師範学校、又青年学校ニ付キマシテ毎週二日ヅ、……研究ガ遂ゲラレ……特別委員会ダケデ既ニ本日ヲ以テ十七回余ニナツテ居ル訳デアリマスカラ、此ノ辺デ一ツ整理委員ト申シマスカ……其ノ方ヘ御移シヨ願ヒマシテ更ニ意見ノ交換モシ、従来ノ御高見ノアリマシタ点モ十分ニ参酌シ整理ヲ致シマシテ、サウシテ先ツ小学校教育即チ高等小学ノ義務延長問題モ含メマシテ小学校ノ教育、ソレカラ師範学校ノ教員養成ノ教育並ニ只今迄研究シマシタ青年学校ノ問題ニ付キマシテ一ツ十分ニ討議ヲシテ茲デ或ル成案ニ達スルヤウニ致シマシテ見タナラバ如何デセウカ……此ノ辺デ先ツ只今ノ三ツノ問題ニ付キマシテ成案ヲ作ル整理委員ヲ作ツテ戴キタイ、斯ウ思フノデアリマス、其ノ整理委員ノ数ハ……九名ト致シマシテ特別委員長ニ御一任ヲ致シタイト考ヘマスガ、ドウカ

皆サンニ於テモ御賛成ヲ願ヒタイト思ヒマス (30)」。〔「賛成」ト呼<sup>さけ</sup>ブ者アリ〕 この林委員からの整理委員付託動議提出を受けて、田所特別委員長は議席順に以下の9人の整理委員を指名する。(教育審議会議事規則第五条(議席順は予め抽選で決める)による。)

後藤文夫委員(1)、 下村寿一委員(30)、 田中穂積委員(36)、  
関口八重吉委員(38)、 香坂昌康委員(48)、 森岡常蔵委員(53)、  
佐々井信太郎委員(63)、 林博太郎委員(68)、 三国谷三四郎委員(71)。

### (3) 整理委員会における幹事試案の提示

第17回特別委員会に引き続き、第1回の整理委員会開催で互選の結果委員長に林博太郎委員が当選する。「審議ノ方法ニ関シ委員ノ意見ヲ求メ各委員ヨリ意見ノ開陳アリ、青年学校教育義務制、初等教育、師範学校ノ順ニ審査スルコトヽシ、毎週水・金ノ二日午前午後ヲ通シテ開会スルコト(31)」を決定した。

第5回整理委員会(7月1日開催)午前の会議で青年学校教育義務制の実施問題を終えて、午後から初等教育に入り幼稚園と託児所を取り扱った。林委員長曰く。「マダ三十分程時間ガアリマスカラ小学校ニ移リマシテ、先ヅ初メハ制度ノ方カラ願ヒタイノデスガ、其ノ制度ノ中ニ付キマシテ私ノ考デハ此ノ前モ特別委員会デ議論ガ出マシタ小学校ト云フ言葉(32)ガドウモ面白クナイカラト云フ訳デ、之ヲ国民学校トスルカ或ハ基礎学校トスルカ、其ノ名称ヲ一ツ御考ヲ願ヒタイト思ヒマス(33)」。

伊東延吉幹事長が発言する。「今此処へ出シマシタノハ試案(表2 参照)ノヨウナモノデアリマシテ、幹事試案(34)トデモ御考ヘ下サレバ結構デアリマス」。

表2 第五回整理委員会ニ於テ提出セル幹事試案—国民学校・国民実修学校要項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一 国民学校ノ修業年限ヲ六箇年トシ、国民実修学校ノ修業年限ヲ二箇年トシ、国民学校及国民実修学校ノ教科ノ修了ヲ以テ義務教育ヲ終リタルモノトス。</li> <li>一 国民学校ニ於テハ国民ノ基礎的鍊成ヲナシ、国民実修学校ニ於テハ実務ヲ主眼トシ国民ヲ鍊成スル。</li> <li>一 教科ニ付テハ従来分離的ニ取扱ハレタル各学科目ノ総合、知識ノ具体化、其ノ実行トノ合致ヲ図ル。</li> <li>一 国民学校ノ教科ハ、低学年ニ在リテハ皇民科、自然科、訓練科トシ、高学年ニ在リテハ皇民科、自然科、体育科、訓練科トシ、国民実修学校ノ教科ハ、職業科、皇民科、自然科、体育科、訓練科トス。</li> <li>一 実現ノ方法ニ付テハ教員ノ養成及再教育ヲ以テ第一着手トシ、其ノ用意ナルヲ待チ且教育研究機関ヲ設置シテカクノ如キ教育ヲ研究セシメ漸次ニ之ヲ実施ス。</li> </ul> |
|---|

義務教育を8年制とし、従前の尋常小学校を国民学校6年制、高等小学校を国民実修学校2年制とする案である。前者は国民の基礎的鍊成を行い、後者は前者とは別に組織する実務を主眼として国民鍊成を行うという。教科のあり方は、従来分離的に取り

扱われていた各学科目の総合、知識の具体化、その実行の合致を図る。教科編成について国民学校低学年（一～四学年）は皇民科、自然科、訓練科の3教科、高学年（五・六学年）は皇民科、自然科、体育科、訓練科の4教科とする。国民実修学校は職業科、皇民科、自然科、体育科、訓練科とする。

「併シ内容ニ付テハ相当ニ考ヘマシテ作りマシタモノデアリマシテ、現在ノ小学校並ニ高等小学校ノ制度内容ニ付テ相当徹底的ナ改革ヲ加ヘル案(を一覧表にしたもの、表3 参照)デアリマス、而シテ其ノ教科ノ内容ト其ノ大体ノ趣旨ヲ表ハシタモノデアリマシテ、之ヲ一ツ十分御覽ヲ願ヒマシテ善イ所、悪イ所ヲ御批判ヲ戴キマシタラ非常ニ幸ト思フノデアリマス」。

表3 国民学校（現在ノ尋常小学校ニ当ル）教科案  
国民実修学校（現在ノ高等小学校及青年学校普通科ニ当ル）教科案

国民学校低学年（一～四学年）		国民学校高学年（五・六学年）		国民実修学校	
教科	教材	教科	教材	教科	教材
皇民科	修身教材 国史教材 国土教材 国語教材 東亜及世界教材	皇民科	修身教材 公民教材 国史教材 国土教材 国語教材 東亜及世界教材	職業科	農・工・商・水産 其ノ他ノ職業
自然科	算数教材 理科教材	自然科	算数教材 理科教材 地理教材	皇民科	修身教材 公民教材 国史教材 国土教材 国語教材 東亜及世界教材 外国語
訓練科	礼法 行事 体鍊 教練 遊戯 衛生 習字 作文 唱歌 図画 手工	体育科	体鍊 武道 教練 衛生	自然科	实用算数教材 实用理科教材 地理教材
		訓練科	礼法 行事 習字 作文 音楽 図画 作業 家事裁縫	体育科	体鍊 武道 教練 衛生
				訓練科	礼法 行事 習字 作文 音楽 図画 家事 裁縫

国民学校高学年で、皇民科に「公民教材」が、自然科に「地理教材」（是ハ前ノ場合ノ国土教材ト同ジデアリマスガ、少クトモ自然的ナ方面カラ地理ヲ教ヘルト云フノデ地理教材ヲ入レタノデアリマス）が加わり、低学年の訓練科から体育科を独立させて「体錬（是ハ体操ト云フノハ如何ニモ西洋式デ身体ヲ操ルト云フノデ拙イカラ体錬トシタノデアリマス）、武道（低学年では遊戯）、教練（35）、衛生」が分離され、訓練科に「音楽」（唱歌から変化）、「作業」（手工に替え）、「家事裁縫」が新たに加えられた。国民実修学校段階では、職業科（是ハ職業科ニ非常ニ重キヲ置キマシテ、職業ヲ通ジテ教育ヲスルト云フコトヲ真先ニ挙ゲマシタ）を筆頭教科とし、ついで皇民科に「外国語」（是モ皇民トシテ外国語ヲ学ブト云フ根本意識ニ従ヒ、又サウ云フ内容ヲ持タセル）が加わり、自然科の算数・理科教材は「実用」的水準に限定されて、これらに体育科と訓練科の5教科で編成されている。

なお、国民学校および国民実修学校の週時間配当案（表4 参照）も示される。

表4 国民学校毎週教授時数案、国民実修学校毎週教授時数案

教科目	国民学校 低学年				国民学校 高学年		国民実修学校		
	一学年	二学年	三学年	四学年	五学年	六学年	一学年	二学年	
職業科	21	10	11	12	12	12	10	10	
皇民科		5	6	7	7	7	6	6	
自然科						5	5	4	4
体育科		8	8	10	6	6	4	4	
訓練科									
計	21	23	25	29	30	30	30	30	

（備考）工・商及之ニ類スル職業ノ教科ヲ授ケル学校ニ於テハ職業科ニ於テ毎週二時以内ノ時数ヲ以テ農耕の戶外作業ヲ併セ課スルコト

国民実修学校では職業科が一学年・二学年とも1/3の授業時数を占めており、「国民実修学校ニ於テハ実務ヲ主眼トシ国民ヲ錬成スル」（国民実修学校要項より）趣旨を窺うことができる。

改革の趣旨は「人ヲ作ルト云フコトニ主眼ヲ置イタノデアリマシテ、従来ノ尋常小学校並ニ高等小学校ノ教科ノ配当ヲ見マスト……唯横ニズラリト並ビマシテ、サウシテ大体ニ於テ知識ト云フ立場カラ教育ヲシテ居ル……中々人ヲ作ルト云フヤウナ方向ニ導クコトハ難事デハナカラウカ、既ニ今日マデサウ云フコトハ数十年ニ亘ツテ幾度カ唱ヘラレテ居ツタノデアリマシテ、殊ニ訓育ノ必要ト云フコトハイヤト云フ程唱ヘラレ、又文部当局モ常ニ努力シテ居リマスガ、中々サウナリマセヌ所以ハ、ヤハリ各教科ガ並立的ニ分離シテソレゾレ知識ヲ授ケルモノトシテガツチリトシテ動カナイト云フ所ニ着眼スベキデハナイカト云フコトヲ考ヘマシテ、出来ルダケ大摺ミニシテサウシテ皇民科、自然科、訓練科、体育科ト云フ大キナ科目ヲ変設シテ行ツテ、其ノ中ニヤハリ知識ハ十分ニヤルト云フ意味ニ於キマシテ、修身、国史、国土等ノ教材ヲ之ニ入レテ、サウシテ統一シタ、成ルベク少イ学科目デ教ヘテ行ク、サウシテ之ヲ集メ

テ一ツノ人間のナ国民トシテノ錬成ヲヤツテ行クト云フコトニ成リマシタナラバ、非常ニ内容モ変ツテ来ルシ、智的ナ方面ニ於テ失フ所ノナイヤウニ十分努力ヲシ、人間の、人物的ニ総合シテ行クト云フ便宜ハ非常ニ大キイノデハナカラウカ……要スルニ人ヲ作ル、訓育ト知識トヲ一ツトシテ人ヲ作ルト云フコトヲ主眼ニシテ居ルノデアリマシテ、相当徹底シタ改革案デアルトハ思ヒマス (36)」と、伊東は説明している。

ここで三国谷委員から議事運営について質問が出された。「是ハ小学校教育ノ内容ノ非常ニ大キナ改革ダト思ヒマス、私ハ整理委員会ノ審議ノ方法ニ付テ御尋ネシタイノデアリマスガ、大体特別委員会ニ於テ多数ノ意見デアツタト云フモノガ基礎ニナツテ整理案ヲ御作りニナルノカ、或ハ全然整理委員会ハ特別委員会ト離レテ別個ノ考立テ、原案ヲ作ルト云フ行キ方デ行カレマスノカ……是ハ非常ニ大キナ改革デアリ……整理委員会ハ別個ノ全然新シイ案ヲ原案トシテ作ツテモ差支ナイノデアルカ (37)」。

林整理委員長は言う。「特別委員会カラ整理委員会ニ付議サレタ……唯今マデ述べラレタコトダケニ基ツイテ其ノ中カラ帰納スルト云フコトデナク、自分達デ演繹シテ拵ヘテ行ツテモ構ハヌ、併シ無論特別委員会ノ意思ハ尊重シテ、其ノ中カラ取捨選スルト共ニ、皆様ノ御考ヲ加ヘテ原案ヲ作ルト云フ風ニ私ハ解釈シテ居リマス、併シ只今七十一番（一引用者注一三国谷委員を指す。）ノ言ハレタ如ク、或ハ是ハ今マデノ議論トハ非常ニ懸隔ガアルト云フヤウナ御意見デアルナラバ、之ヲ更ニ特別委員会ニ付議シテ貫ツテ、其処デ研究シテカラ再び整理委員会ニ移スト云フコトモ一案ダラウト思ヒマス (38)」。田所特別委員長（全ての整理委員会に出席している。）は言う。「所謂無遠慮ニ胸襟ヲ開イテヤラウト云フコトニナツテ居ル場合ニ此ノ案ガ整理委員ヘ出テ来タノデス、是ハ實際此ノ内容ハ七十一番ノ御説ノ通り大改革ニナルダラウト思ヒマス、大改革デ中々面白イ所モアルト思ヒマス……此ノ案ヲ此処デ今カラ御議シニナルト云フコトナラ、水曜日ニ一応特別委員会ヘ（一引用者注一第6回整理委員会ガ6日午前開催、青年学校教育義務制案決定のあと、同日午後開催の第18回特別委員会を指す。）、斯ウ云フ案ガ出テ来タト話ヲシテ、皆ノ言フ案ニ幾ラカ触レテ居リマスケレドモ、此処マデ組織立ツタ意見ハ何処カラモ出ナカツタ、所謂其ノ意味ニ於テハ大改革ト思ヒマス……当局カラ一応特別委員ニ付議ト云フコトデナクトモ、之ヲ委託シテ此処デヤツテ呉レト云フコトノ方ガ却ツテ進行ガ早イノデハナイカト思フノデス……若シ之ヲ取入レテオヤリニナラウト云フコトデアルナラバ、一応特別委員会ノ関門ヲ「パス」スル方ガ良クハナイカト思ヒマス (39)」。田中穂積委員も言う。「私ハ今ノ田所サンノ御話ノ通り是ハ拝見ヲシマス中々新味ガアルト思フ、又次官ノ御説明ガ極メテ簡単デアリマシテ、モウ少シ詳シク御説明ヲ承リタイシ、又御尋モシタイノデアリマスガ、兎ニ角新味ガ大イニアレバコソ面白イ案、大イニ考慮ニ値スル案ダト思フノデアリマシテ……随ツテ直グ整理委員会デ之ヲ取入ツテヤリマシテハドウモ少々特別委員会ニ対シテ不穩当デアルヤウニ思ヒマス、故ニドウセ此ノ小学校問題ハ青年学校問題ト違ヒマシテ、明年カラ実行スルト云フコトハ事実ニ於テ不可能ナ問題デアリマスカラ、特別委員会等ニ於テ一回若シクハ二回位延ビルト致シマシテモ当

局カラ懇切ニ御説明ヲ願ツテ、サウシテ一応特別委員会ノ諒承ヲ経テ然ル後ニ一括ヲシテ整理委員会に任セルト云フコトニナリマスコトガ、穩当ノヤリ方デ、急遽之ヲヤツテシマウト云フコトハドウモ穩当ヲ欠クノデハナイカト思ヒマス (40)」。結局この方向で次回以降の審議は、特別委員会で進められることになる。

- 
- 1 高等小学校は、学校教育法（1947（昭和22）年3月31日公布、法律第26号、4月1日施行）施行前の尋常小学校の上に接続し、国民の普通教育を完成する機関とされた。制度化されたのは1886（明治19）年の小学校令で、4年制義務教育の尋常科（その代用として授業料を徴収しない3年以内の小学簡易科を設置。）に高等科（4年制）が接続する。1890（明治23）年新たに小学校令が公布され、尋常科4年（義務教育は少なくとも3年終了まで、小学簡易科廃止。）の上に2年制・3年制・4年制の3種の高等科が認められた。1900（明治33）年の全面的に改正された小学校令で、尋常小学校は4年制に統一され義務教育の授業料を徴収せず、1907（明治40）年の改正でその義務教育年限が6年に延長され、高等小学校は2年制を原則とし3年制も認める。大正・昭和期にかけて進学率が上昇するにつれて、高等小学校に対する批判や改革意見も強まり、①同年齢の子どもが通う中学校・高等女学校・実業学校等の中等教育機関低学年との内容の格差、②卒業後中等教育機関へ進学できない「袋小路」的性格への批判が高まる一方、この学校を中等教育機関拡大の基礎とする意見も出された。1941（昭和16）年国民学校高等科と改称され、1947（昭和22）年に廃止。1944年段階の進学率は70.4%に上がっており、新制中学校成立の基礎となる。
  - 2 『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録 第一輯』（第2回特別委員会会議録）6～7ページ。  
 <凡例>引用に際して、旧字体は原則として新字体で表記し、適宜、ルビや句読点を付した。以下、同様。
  - 3 同前、22ページ。
  - 4 同前、（第3回特別委員会会議録）40～44ページ。
  - 5 1917（大正6）年12月臨時教育会議（第1次世界大戦後の「中外ノ情勢ニ照シ国家ノ将来ニ稽ヘ内閣ニ委員会ヲ置キ教育ニ関スル制度ヲ審議シ其ノ振興ヲ図ラシムル」旨の上諭を付した。）「小学教育ニ関スル件答申（二）」で、<義務教育年限ノ延長ハ之ヲ希望スト雖モ、今日ニ於テハ地方経済ノ関係等（市町村の学校設置の義務一学級数の増加）ニ鑑ミ、尚其ノ時期ニアラスト認ム>という。
  - 6 『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録 第一輯』（第3回特別委員会会議録）47ページ。
  - 7 同前、70ページ。
  - 8 同前、61ページ。

- 9 同前、79～81 ページ。
- 10 同前、(第4回特別委員会会議録) 92～94 ページ。
- 11 同前、101～102 ページ。
- 12 同前、(第3回特別委員会会議録) 49～51 ページ。
- 13 同前、57～58 ページ。
- 14 同前、65～66 ページ。
- 15 同前、68 ページ。
- 16 同前、(第4回特別委員会会議録) 87～89 ページ。
- 17 同前、103～106 ページ。
- 18 『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録 第二輯』(第5回特別委員会会議録) 15～18 ページ。
- 19 同前、20～21 ページ。
- 20 同前、(第6回特別委員会会議録) 50～53 ページ。
- 21 第5回特別委員会で田中穂積委員が言う。「小学ノ第一年ト云フヤウナ最初ノ年級ニ於キマシテハ今ノヤウナ分科教育デナシニ合科目ノ方ガ効果ガアリハシナイカ……是ハ一年級或ハ二年級位マデ必要デハナイカト思フノデアリマスガ、必シモ二箇年デナクテハナラナイコトハナイト思ヒマス、将来一年位ハ合科目デ啓発スル方ガ能率ヲ上ゲル所以デハナイカト云フ風ニ考ヘルノデアリマス」。(同委員会会議録、14～15 ページ。)
- 22 同前、(第6回特別委員会会議録) 55～56 ページ。
- 23 尋常小学校：修身・国語・算術・国史・地理・理科・図画・唱歌・体操・裁縫(女)・手工(加)  
高等小学校：修身・国語・算術・国史・地理・理科・図画・手工・唱歌・体操・実業(農業・工業・商業)・家事(女)・裁縫(女)、他に外国語(加)(随)・其他必要ナル科目(加)(随)  
(女)は「女子ノ為」の設置科目、(加)は「加フルコトヲ得」の科目。  
(随)は「随意科目トナスコトヲ得」の科目。
- 24 『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録 第二輯』(第6回特別委員会会議録) 66～70 ページ。
- 25 同前、73～74 ページ。
- 26 同前、87 ページ。
- 27 同前、(第7回特別委員会会議録) 95～101 ページ。
- 28 同前、(第8回特別委員会会議録) 154～157 ページ。
- 29 同前、184～185 ページ。
- 30 『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録 第四輯』(第17回特別委員会会議録) 134～135 ページ。
- 31 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』(第2回整理委員会会議録) 1～2 ページ。

- 32 第7回特別委員会で下村宏委員が言う。「私ノ考ヘル所デハ、第一小学校ノ「小」ト云フコトハ廢メテ欲シイ、何モ小サイコトハナイ、是モ皆サンノ色々ノ御意見モアルヤウデスガ、「フォルクスシューレ」(Volksschule)デモ、「プライマリ・スクール」(primary school)デモ、此ノ「小」ト云フコトデハナイ、児童ノ氣持チモ、先生ノ氣持チモ、世間カラノ感じモ、何モ小サイト云フコトニセヌデモ良イト思ヒマス、今度ノヤウナ機会ニ、「小」ト云フ字ハ取ツテ戴キタイ」。(同委員会会議録、121 ページ。)
- 33 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』(第5回整理委員会会議録) 219 ページ。
- 34 藤原喜代蔵著『明治 大正 昭和 教育思想学説人物史 第四卷 昭和前期篇』「第七章 昭和前期の教育界主要人物 二、次官局長中の主要人物(小見出:伊東延吉の特異性・第一次高等学校教授要目の改正・連日連夜の討論会・教育審議会と幹事試案・国民学校制度の創定成る・伊東延吉小伝)」550～555 ページ。  
「画期的改革案たる「幹事試案」を作成し、これを教育審議会に付議したのであるが、此の「幹事試案」の作成主導者は伊東であった。(553 ページ)」。日本経国社、昭和19年初版。
- 35 教練は、戦前に学校で行われていた軍事的な教育と訓練をいう。その源流は、1886(明治19)年富国強兵の教育体制を目指して諸学校令が公布されたとき、小学校・中学校・師範学校の体操の主内容として「兵式体操」が取り入れられたことに求められる。「忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ艱難忍難ノ氣力渙発セシメ、他日人ト成リ徴サレテ兵トナルニ於テハ其効果ノ著シキモノアラン」とする期待がかけられ、軍事的集団訓練と並んで軍人の武士道的諸徳の育成が目標とされた。その後、軍国主義教育の高揚するなかで国家目的に即応する体育のあり方が問い直され、1913(大正2)年<学校体操教授要目>によって「教練」(兵式体操を教練と改称)が制度化された。小学校、女学校にも実施されたが、中等以上の学校(大学学部、私立校は申請制)では1925(大正14)年以降陸軍現役将校が配属され、この教育にあたった。
- 36 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録 第一輯』(第5回整理委員会会議録) 219～221 ページ。
- 37 同前、222 ページ。
- 38 同前、222～223 ページ。
- 39 同前、223～224 ページ。
- 40 同前、226 ページ。